

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン（大学・研究機関用） 第五版』
令和7年12月 更新・修正箇所

ページ	P.118 <u>4. 相手先に関する懸念情報</u>	
更新箇所	旧	新
	提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	(削除)